



2024年3月15日

各 位

会 社 名 焼津水産化学工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 潤
(コード番号：2812 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経営統括本部長 中島 正民
(TEL：054-202-6030)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年3月15日開催の取締役会において、2024年5月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年3月31日（日曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2024年3月31日（日曜日）
- (2) 公告日 2024年3月17日（日曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.y SKF.jp/ir/koukoku.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2024年2月5日付「Jump Life株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び2024年3月11日付「(変更)「Jump Life株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部変更について」においてお知らせいたしましたとおり、Jump Life株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、その保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の保有する

当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会における上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、上記②の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、（i）本公開買付けが成立しなかった場合、（ii）本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合、又は（iii）本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上